

建築局における入札参加、契約時の留意事項 (制限付一般競争入札（総合評価方式）)

1 入札参加申請について

一般競争入札では、入札参加申請時に「制限付一般競争入札参加資格審査申請書」のほか、次の書類の添付が必要となります。

ア 類似工事施工実績調書

イ 類似工事施工実績を証明する書類

次の①から③のいずれかの書類を添付してください。

① 契約書の写し及び特記仕様書、設計内訳書、設計図など、類似工事施工実績で求めている構造、面積、階数などが確認できる書面、並びに共同企業体協定書及び共同企業体付属協定書の写し（類似工事实績が J V で受注している場合）

② コリンズ登録の写し（工事名、工期、発注者、受注者、J V 割合、仕様など、類似施工実績で求めている項目が確認できる部分を添付してください。）

③ 工事实績証明書（類似施工実績で求めている項目が確認できる場合に限りです。）

ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

（J V による申請の場合は、全構成員分を提出してください。）

エ 特定関係調書

（入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出してください。また、J V による申請の場合は、各構成員ごとに調書を作成してください。）

オ 配置予定技術者調書及び配置予定技術者の保有資格を証明する書面（必要な場合のみ）

当該調書は、公告で添付が必要とされている場合に添付してください。

カ 技術評価項目申請書（総合評価方式による入札の場合のみ）

総合評価方式による入札の場合に必要な書類です。公告を確認の上、提出してください。

○ 営繕工事における総合評価方式の適用について

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/250407.html>)

※その他、工事に必要な資格等を証明する書面等が必要となる場合があります。

公告の要件を必ず確認してください。

※建築局発注の入札に必要な書類の様式は、ホームページ「入札・見積参加業者の皆様へ」に掲載しています。

○入札・見積参加業者の皆様へ

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/hpent.htm>)

※ J V で入札参加申請（電子調達ポータル利用）する場合の留意事項

J V で入札（電子）に参加する場合、代表者等のカードで入札参加申請を行いますが、参加申請の際、電子調達ポータル画面の「JV 参加」チェックボックスをチェックしてください。

チェックがない場合、単体で入札参加申請登録がされ、J V での入札参加はできなくなります。

2 設計図書の閲覧について

設計図書等は、閲覧期間中、インターネットにより閲覧、ダウンロードすることができます。

インターネットサイト 「北海道建設部見積用参考資料等提供システム

(QuMaOS)」URL: <https://www.qumaos-hokkaido.jp/qumaos/>（北海道のホームペー

ジにリンク）

※ QuMaOS の利用にあたっては、あらかじめユーザー登録が必要です。上記サイトの指示に従い、登録の上ご利用ください。

3 電子入札に参加する場合の委任状の提出について

共同企業体の場合、紙による手続と異なり、構成員の連名で手続することができないため、常に他の構成員から代表者に対する委任状の提出が必要です。（年間委任状も可能です。）

○ 総務部イノベーション推進局情報政策課★電子入札に関する「よくある質問(FAQ)」★をご覧ください。(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/jsk/chotatsuFAQ.html>)

4 入札について

(1) 入札書等の提出について

入札時に、①「入札書」とともに、②「工事費内訳書」の添付が必要となります。

添付漏れのないよう十分注意してください。

また、「工事費内訳書」は、電子調達ポータルで「公告」と一緒に掲載している内訳書の項目（「中科目」まで）としてください（QuMaOS にて閲覧に供している「数量総括表」は使用しないでください。）。

なお、内訳書の内容確認をする入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないこととなりますので注意してください。

(2) 低入札価格調査制度に係る基準価格、最低制限価格について

低入札価格調査制度に係る基準価格は、条件付一般競争入札（WTO 対象工事）及び総合評価方式による一般競争入札に適用し、最低制限価格は、その他の一般競争入札に適用しています。

低入札価格調査制度では、失格判断基準を設け、低入札調査制度に係る基準価格未満で応札し者について、各経費の基準の合計に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることから、調査対象者を失格と判断しますので留意してください。

低入札価格調査制度における失格判断基準は、建築局ホームページ内の「入札・見積参加業者の皆様へ」に掲示していますので、ご覧ください。

○ 入札・見積参加業者の皆様へ

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/hpent.html>)

5 落札決定後の事務について

建築局発注の工事については、落札決定当日、口座登録書兼請負代金支払種別選択申出書の提出をお願いしております。提出確認後、順次契約書を送付いたします。

(1) 口座登録書兼請負代金支払種別選択申出書の提出について

下記の必要事項を記載の上、速やかにファックスにて送信してください。

「口座登録書兼支払種別選択申出書」の様式は、別添ファイル「06_【落札時に速やかに Fax して下さい】口座登録書」にありますので、ご利用ください。

ア 口座登録について

前金払及び完成払（部分払）の支払先口座について記載ください。

前金払を予定されている場合は、請求予定の時期についても併せて記載願います。

なお、前金払口座については、前金払を請求しない場合は記載不要です。

※ J V の場合は、必ず協定書第 11 条に記載の取引金融機関を登録してください。

イ 請負代金の支払い方法について

請負代金の支払い方法には、前金払、完成払の他に、部分払（出来高払）、中間前金払があります。

部分払、中間前金払については、次のうち、どちらか一方を選択していただく必要があります。（上記支払いに対応した約款をお渡しします）。

①前金払＋部分払＋完成払

②前金払＋中間前金払＋完成払

なお、支払い方法は契約後に変更はできませんので注意してください。

ウ 契約保証の方法について

「入札参加資格確認通知書」で契約保証金の納付が必要と記載されている場合、契約保証金の納付が必要になります。

契約保証金については、次の方法による事務処理を行っていますので、該当のものを選択してください。

①北海道建設業信用保証（株）の保証証書の提出

②金融機関の保証書の提出

③損害保険会社の保険証券の提出

④公共工事履行保証証券の提出

※ J V で受注された場合は記載不要です。

(2) 契約書の送付について

①紙契約の場合

お渡しした契約書（うち1通に収入印紙を貼付、割印してください。）に必要事項を記載、押印のうえ、速やかに返送してください。

なお、契約保証が必要となっている場合は、必ず保証書等を同封してください。

※お渡しする契約書は、単体で受注された場合は2通、JVで受注された場合は構成員数+1通です。

道で押印のうえ、受注者分をお返しします。

②電子契約の場合

落札決定日から5日以内に「電子契約申出書」に記載のメールアドレスに送付しますので、契約内容（業務名、金額、受託者の住所名称等）を確認し、契約予定日（別紙工事監督員一覧に記載）の前日（（閉庁日の場合はその前日の開庁日）までに電子署名をお願いします。

また、契約保証が必要となっている場合は、落札決定日から5日以内に契約保証書の原本を郵送または持参ください。

※電子契約については、北海道総務部行政局改革推進課ホームページを参照ください。

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gms/156648.html>)

6 その他

建築局ホームページには、新着情報や落札後に必要な種類の様式などが掲載されています。

建築局計画管理課HP <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/>

※掲載されている主な項目

■ 入札・見積参加業者の皆様へ

- 入契法の改正に伴う工事費内訳書の記載内容に係る取扱いについて
- 労務費ダンピング調査について
- 設計図書等に対する質問及び回答
- 総合評価落札方式における技術評価項目に係るQ & A
- 入札参加申請に必要な書類
 - ・制限付一般競争入札参加資格審査申請書
 - ・事後審査型一般競争入札参加申請書
 - ・類似工事施工実績調書
 - ・類似工事施工実績を証明する書面
 - ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
 - ・特定関係調書
 - ・配置予定技術者調書（該当案件のみ）
 - ・配置予定技術者の保有資格を証明する書面（該当案件のみ）
 - ・総合評価方式における技術評価項目申請書（該当案件のみ）
- 入札参加にあたって
 - ・建築局発注の一般競争入札（電子入札案件）の参加手順について
 - ・経営事項審査の留意事項
 - ・入札保証金に関する留意事項
 - ・「低入札価格調査基準価格」及び「最低制限価格」の設定基準の改正について
 - ・入札参加申請書取下願
 - ・令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項
 - ・中間前金払制度について
 - ・住宅瑕疵担保責任の履行方法の確保に関する法律について
- 紙参加希望（電子入札案件）の方の様式
 - ・電子入札用様式
 - ・電子入札用様式（事後審査型）
 - ・入札（見積）書、委任状の様式
 - ・入札の辞退について
- 入札心得
 - ・建設工事競争入札心得（事後審査型・電子入札用）
 - ・建設工事競争入札心得（総合評価方式・電子入札用）
 - ・委託業務競争入札心得（電子入札用）
 - ・委託業務見積心得（電子入札用）
- 工事（委託）費内訳書について
 - ・工事（委託）費内訳書の入札時提出の取扱いについて

- ・ 取り扱いに関する Q & A
- 建設共同企業体の申請等について
 - ・ 【JV 用】 申請書・ 協定書・ 委任状の様式(令和 4 年度以降分)
 - ・ 令和 8 年度（2 0 2 6 年度）経常 J V 資格審査日程表
 - ・ 共同企業体で電子入札に参加する場合の留意点

建設工事競争入札心得(総合評価方式・電子入札用)

(総則)

第1条 北海道が総合評価方式によって発注する工事請負に係る入札を電子的に行う場合における入札参加に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者を除く。)は、開札日時前に、見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。

ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が開札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を開札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、その使用に係る電子計算機に入札金額その他所定の情報をICカード(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第8条に規定する認定認証事業者が発行した電子的な証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書をいう。)又は商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が発行する電子的な証明書(商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第33条の8第2項に規定する電子証明書をいう。))を格納しているカードのうち、北海道の電子入札システムに利用者登録済みのものをいう。以下同じ。)及び当該電子証明書に係るパスワードを用いて入力し、指定された日時までに支出負担行為担当者の使用に係る電子計算機(以下「電子入札システム」という。)に到達するように送信しなければなりません。

2 入札書を紙により提出する入札参加者は、電子入札用の様式により入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

3 郵便または民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4項に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。))による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「工事入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書事業者、同条第9号に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4項に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便事業者の役務のうち配達証明郵便に準じるものとして知事が定めるもので提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。

また、入札書を紙により提出する場合の入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、電子入札システムに到達した入札金額その他所定の情報を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

2 入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 電子入札システムに到達した入札金額その他所定の情報(入札書を紙により提出する場合は、記載金額その他入札要件)が確認できない入札

(2) 入札書を紙により提出する場合において、入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書を紙により提出する場合において、入札書に記名押印がない入札

(4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札

(5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

(6) 代理人が2人以上の者の代理をした入札

(7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

(8) 郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの

(9) 無権代理人がした入札

(10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札(当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。)

(11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

2 提案書の提出のない入札書は、前項第12号の入札に関する条件に違反した入札として無効とします。

(開札)

第8条 開札は、開札の場所において、電子入札システム上で行います。なお、入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人は開札に対しては、その場で開札の結果をお知らせします。

なお、開札には当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせず。

2 開札においては、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした全員について、その入札者名及び入札価格のみを電子入札システムにより通知します。なお、入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人に対しては、このことを開札の終了後直ちに面前で発表します。

3 落札者は、落札決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定します。

(再度入札)

第9条 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札者がいないときは、直ちに初度の入札参加者で再度入札を行います。

2 再度入札によっても予定価格の範囲内の入札参加者がいない場合には、随意契約によることがあります。

3 再度入札を行う場合にあつては、その旨を電子入札システムによりお知らせします。

また、入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人に対しては、その場で再度入札を行う旨をお知らせします。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内の価格をもって入札し、価格その他の条件が最も有利なものををもって申込みをした者(以下「最も有利な入札者」という。)を落札者とします。

- 2 最も有利な入札者が2人以上いる場合は、電子入札システムが備える電子くじ機能によるくじ引きにより落札者を決定します。
(最も有利な入札者を落札者とししない場合)
- 第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、最も有利な入札者を落札者とししない場合があります。
- (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
 - (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるとき。
- 2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。
- 3 第1項の規定により、最も有利な入札者を落札者とししない場合にあっては、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最も有利な入札者を落札者とします。
(入札保証金等の返還)
- 第12条 入札保証金又はこれに代える担保は、開札の結果、予定価格の範囲を超える者については開札後に、予定価格の範囲内の者のうち、落札者以外の者については落札者決定後に、落札者については契約締結後にそれぞれ返還します。
- 2 再度入札又は総合評価の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。
(契約の締結)
- 第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、落札決定の通知を受けた日から7日以内に次の各号により対応しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。
- ① 契約の締結を書面で行う場合には支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、支出負担行為担当者に提出しなければなりません。
 - ② 契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合（以下「電子契約」という。）には支出負担行為担当者が電子契約サービスにアップロードした契約書案に電子署名を行わなければなりません。
- 2 入札参加者又はその代理人は、落札者となった場合に希望する契約方法を、支出負担行為担当者が指定する様式により、別途指示する時期までに申し出を行ってください。
- 3 前項の申し出により、電子契約を希望した場合、電子契約に承諾したものとみなします。
(落札者と契約の締結を行わない場合)
- 第14条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。
- 2 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。
(入札保証金等の帰属)
- 第15条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。
- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが正当な理由なく契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。
(契約保証金等)
- 第16条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。
- ① 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。
 - ② 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。
- 2 前項第1号の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間（14日）以上のものでなければなりません。
- 3 第1項第2号の公共工事履行保証証券は、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証するものでなければなりません。
- 4 契約を締結しようとする者は、第1項の規定による履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券（以下「証券」という。）の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方又は当該工事履行保証委託契約の相手方が定め、支出負担行為担当者が認めた措置を講ずることができます。この場合において、契約を締結しようとする者は、当該証券を提出したものとみなします。
- 5 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
- 6 契約保証金に代える担保として銀行、知事の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。ただし、契約保証金に代えて提供させる担保については、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、支出負担行為担当者が認めた措置を講ずることができます。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなします。
- 7 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を契約金額の100分の30に相当する額以上とします。
(入札保証金等の充当)
- 第17条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。
(談合情報に対する対応)
- 第18条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期及び事情聴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。
- 2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。
(入札の取りやめ等)
- 第19条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。
- 2 電子入札システムに予期せぬ障害が発生したときは、電子入札の執行を延期し、又は中止することがあります。
(入札の辞退)
- 第20条 入札参加者と認められた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 入札参加者と認められた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。
- ① 入札書受付締切日時までに電子入札システムにより辞退届を提出すること。ただし、システム障害等のために電子入札システムを利用できないときには、電話等により支出負担行為担当者に申し出ること。
 - ② 入札書を紙により提出する入札参加者が辞退するときには、次のとおり申し出ること。
- ア 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。
- イ 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。
- 3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以降の入札参加等において不利益な取り扱いを行うことはありません。
(不正行為に伴う損害賠償等)
- 第21条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。
(工事費内訳書の提出等)
- 第22条 入札書提出時に工事費内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければなりません。
- また、入札書を紙により提出する場合は、入札執行時に工事費内訳書の提出を求めますので、参加するすべての入札に係る工事費内訳書をあらかじめ作成の上、持参するようにしてください。
- 2 入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人は、工事費内訳書を封書の上、自己の氏名を表記して入札書と同時に提出しなければなりません。

- 3 工事費内訳書には、見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応する金額を記載しなければなりません。
- 4 入札参加者又はその代理人は、その提出した工事費内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。
- 5 第7条各号に掲げるほか、工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事費内訳書に係る入札は無効とします。
 - ① 工事費内訳書の提出がない場合
 - ② 工事費内訳書の記載金額(合計金額)その他当該工事費内訳書の要件が確認できない場合
 - ③ 入札書を紙により提出する場合において、工事費内訳書に記名押印がない場合
 - ④ 入札書を紙により提出する場合において、入札者（代理人をして入札をした場合にあっては当該代理人）以外の者が工事費内訳書を提出した場合
 - ⑤ 工事費内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
 - ⑥ 見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応した金額が確認できない場合
- 6 前項により入札が無効となった場合は、第9条に掲げる再度入札に参加できません。

お知らせ

道発注工事における社会保険等未加入対策について 二次以下の下請負人を含め、社会保険等加入者に限定

道においては、平成28年度から、道発注の建設工事において、受注者の契約の相手方となる一次下請負人を原則、社会保険等加入建設業者に限定してきたところですが、労働環境等を改善し社会保険の加入をさらに促進するため、二次以下の下請負人についても、平成30年4月から、原則、社会保険等加入建設業者に限定するほか、併せて、技能労働者が必要な保険へ加入できる環境を整えるため、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めることとしましたのでお知らせします。

1 建設工事請負標準契約書式（契約書）の改正内容

(1) 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を義務づけることとしました。

(第3条関係)

- 受注者は、契約の締結後14日以内に設計図書に基づき、工事工程表及び請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

(2) 二次以下の下請人を含む社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならないこととしました。（第6条の2関係）

- 受注者は、次の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出義務のない者を除く）を下請人としてはならない。
 - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ただし、2次以下下請負人については、特別な事情があると発注者が認めたとき、又は、発注者が受注者に対して届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該書類を提出した場合を除く。

2 施行年月日

平成30年4月1日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用します。

3 その他

社会保険等未加入建設業者を二次以下の下請負人とした場合、契約違反を行った受注者に対し、指名停止や工事施行成績評価の減点を行います。

なお、ペナルティの適用については、平成30年10月1日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用します。

■ 詳しくは、北海道建設部建設管理課のホームページでご確認ください。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/index.htm>)

入札参加予定者の皆様へ

季節労働者の通年雇用化の促進に関するお願い

北海道経済部長

本道は積雪寒冷の気象条件にあることから、冬期間の産業活動に著しい制約を受け、季節的に循環雇用を繰り返す季節労働者の方々は建設業を中心に約2.8万人（令和7年度）を数え、その多くが冬期間に離職を余儀なくされている状況にあり、これらの方々の雇用の安定を図ることは本道にとって重要な課題となっています。

このため道では、季節労働者の通年雇用化を促進し雇用の安定を図るため、公共事業等における冬期雇用の場の確保、公共職業訓練による技能の向上や入札参加資格審査でのインセンティブ（通年雇用化対策への加点）による事業主の意欲喚起などの施策を進めてきているほか、季節労働者の方々の通年雇用に向けた、地域での独自取組や資格取得への支援を実施しています。

このような取組の一環として、平成16年度から、冬期間に道が発注する事業を「通年雇用化特別対策事業」として位置づけ、季節労働者の通年雇用化の促進に向けた取組を実施しているところであり、貴社が当該工事を受注した際は、上記の趣旨を十分にご理解いただき、季節労働者の方々の雇用についてご配慮いただくとともに、国の通年雇用助成金を活用するなどして、季節労働者の通年雇用化に努めていただきますようお願いします。

（通年雇用助成金の詳細につきましては、最寄りのハローワークにご相談ください。）

なお、通年雇用化特別対策事業における就労状況の把握を目的として、当該工事に係る就労状況等調査を実施しますので、受注した際は、ご協力をお願いします。

また、調査対象事業所へは、（総合）振興局の職員が季節労働者の就労状況等についてお聴きすることもありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

■問い合わせ先■

名称		住所	TEL	FAX
	担当窓口			
空知総合振興局 産業振興部 商工労働観光課	商工労働係	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061	0126-25-9712
石狩振興局 産業振興部 商工労働観光課	主査(雇用対策)	札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5179	011-232-1950
後志総合振興局 産業振興部 商工労働観光課	商工労働係	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362	0136-22-0901
胆振総合振興局 産業振興部 商工労働観光課	商工労働係	室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9588	0143-24-4796
日高振興局 産業振興部 商工労働観光課	主査(食振興)	浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9282	0146-22-7517
渡島総合振興局 産業振興部 商工労働観光課	商工労働係	函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457	0138-47-9207
檜山振興局 産業振興部 商工労働観光課	商工労働係	檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6641	0139-52-0569
上川総合振興局 産業振興部 商工労働観光課	商工労働係	旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938	0166-46-5208
留萌振興局 産業振興部 商工労働観光課	商工労働係	留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8767	0164-42-1937
宗谷総合振興局 産業振興部 商工労働観光課	商工労働係	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2528	0162-33-2629
林-ツカ総合振興局 産業振興部 商工労働観光課	主査(雇用対策)	網走市北7条西3丁目	0152-41-0635	0152-44-3184
十勝総合振興局 産業振興部 商工労働観光課	主査(商工労働)	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9044	0155-25-7756
釧路総合振興局 産業振興部 商工労働観光課	主査(産炭地域振興)	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183	0154-41-0967
根室振興局 産業振興部 商工労働観光課	主査(雇用)	根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6829	0153-23-6223

経常建設共同企業体で入札に参加をされる皆様へ！

経常建設共同企業体で建築局発注工事に入札参加をされる場合は、事前に建築局に「経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書」の提出が必要になります。

最近、外構工事に入札参加を希望される場合で、建築局に申請をしていない事例が多く見受けられます。

経常建設共同企業体は、各登録機関ごとに「経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請」をして登録することとなっていますので十分留意してください。

（（総合）振興局建設管理部への登録では建築局の入札に参加出来ません！）